

自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成26年4月1日付け環地温発第1404013号）第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第7号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）対象事業の要件

再生可能エネルギー等を活用し、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム及びその制御技術（需要の制御を含む）等の技術実証を行う事業であって、下記の要件を全て満たすものを対象とする。

- ア 再生可能エネルギー発電設備（既設を含む）により一定の需要家（複数施設）に対し電力を供給すること。
- イ アの電力を供給するための配電線等を整備すること。
- ウ 蓄電池等を組み込み、アにより発電した電力を最大限消費するとともに、系統からの電力供給が停止している場合においても、自立的なエネルギー供給が可能となるシステムを構築すること。なお、蓄電池を複数設置する場合は、蓄電池間の電力融通による電力消費の効率化等を図ること。
- エ 電力（熱供給を併せて行う場合は熱を含む。）を効率的に供給・管理するためのエネルギー需給制御システムを構築すること。
- オ 固定価格買取制度の適用を受けて売電を行わないこと。

（2）補助対象経費

補助対象経費は、（1）の事業の遂行に真に必要な経費のみとし、特に以下の経費は対象としない。

- ア 事業に必要な用地の確保に要する経費
- イ 建屋の建設（簡易なものを除く。）にかかる経費
- ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- エ その他、事業の実施に関連性のない経費

3 二酸化炭素削減量等の把握及び情報提供

事業実施者は、補助事業の実施により得られた次の情報を、環境省の求めに応じて提供すること。

- ア 対象事業における二酸化炭素の排出削減量
- イ 2の（1）のウ及びエで構築したシステムにおける電力消費量及び再生可能エネルギーによる電力供給量とそれ以外の電力供給量
- ウ 蓄電池の活用状況
- エ 事業から得られたその他の情報

4 報告書の提出

ア 補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、継続しようとする年度の前年度の３月末において見込まれる達成状況を、別途示す様式により報告し、継続の審査を受けること。

イ 補助事業者は、補助事業をすべて終了した場合においては、終了した日の翌日からその年度の３月末までの期間及びその後３年間の期間について、技術実証の成果及び二酸化炭素の削減量を毎年度取りまとめ、各年度の翌年度の４月３０日までに、別途示す様式により報告すること。

なお、本報告の二酸化炭素の削減量が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）。

附 則

この実施要領は、平成２６年４月１日から施行する。